

「武道」領域における系統学習の導入政策 —体育科教育をめぐる政策アクターの分析を視点に—

黒澤 寛己¹, 横山 勝彦²

Policy to Introduce Systematic Learning of “Budo” Analysis from the Perspective of Physical Education Policy Stakeholders.

Hiroki Kurosawa¹, Katsuhiko Yokoyama²

In Japanese school education, “Budo” is instructed. Especially in junior high school, “Budo” became compulsory in 2012 for all students. However, “Budo” is not integrated into learning from elementary school.

In this study, we interviewed teachers and completed a literature review. In addition to these results we also analyzed opinions of policy stakeholders from the Ministry of Education’s Physical Education Department. We then proposed a policy on “Budo” learning from elementary school.

【Keywords】 Budo, systematic learning, physical education, policy stakeholders

現在、我が国の学校教育では「武道」が1つの領域として設定されている。特に中学校では、平成24年に「武道」が必修となり男女とも全ての生徒が学習することとなった。

しかし、他の領域と比較すると「武道」は小学校からの系統学習がなされていない。そこで、本研究では、文献調査と現職教員への聞き取り調査をもとにして、「武道」の現状を明らかにした。そして、その結果をもとに、体育科教育をめぐる政策アクターの分析を行い、小学校における「武道」学習についての政策を提言した。

【キーワード】 武道, 系統学習, 体育科教育, 政策アクター

I. はじめに

本論の目的は、「武道」領域に小学校から高等学校までの系統学習¹⁾を導入するための政策提言を行うことである。現在、中学校及び高等学校においては体育科教育の1領域として「武道」が設定されている。特に中学校においては、平成18年の教育基本法改正を受け、平成20年に学校教育法施行規則と中学校学習指導要領が大幅に改正されたことによって「武道」が必修化となった。その結果、これまで中学校では選択領域であった「武道」(柔道・剣道・相撲)を、男女ともすべての中学生が学習することとなった。必修

化の理由は、大きく分けて次の2点である。1つ目は、教育基本法の中で「伝統と文化の尊重」が強調されたことによるものである。2つ目は、学習指導要領の課題が、全ての生徒に運動の基礎的・基本的な知識・技能を習得させることにあるからである。

しかし、なぜ「武道」領域はこれまで選択科目であったのか、そして他の領域と異なりなぜ中学校から学習を始めなければならないのかについては、未だ十分な考察がなされていない。「武道」は柔道で事故が多発していることから、危険な種目として認識されているが、体育科教育の1領域としてどのようなことを身に付けることができるのか、他の領域と比較して「武道」にはどのような特長があるのかについて明らかにされなければならないのである。

これまでの学校教育と「武道」に関する研究では、戦後の学習指導要領における「武道」領域の変遷について明らかにしたもの(斎藤1989)、学校教育における「武道」領域の「推進策」について焦点を当てて研

¹⁾「系統学習とは、学習内容を段階的に配置し順序立てて生徒に学習させる指導方式のことである。系統学習では、生徒はまず基礎的な内容から学習を始め、そしてそれを徐々に応用的な内容に発展させていく。教育課程の基準である学習指導要領も、基本的には系統学習の考え方に基づいて編成されている」早坂(2012)

1 びわこ成蹊スポーツ大学 (Biwako Seikei Sport College)

2 同志社大学スポーツ健康科学部 (Faculty of Health and Sports Science, Doshisha University)

究したもの（斎藤 1994）、明治期の学制発布から現在に至るまでの「武道」と学校教育の関係について分析したもの（蘆・長見 2014）などが挙げられる。これらの一連の研究からは、「武道」領域の歴史の変遷や学校教育との関係性については明らかにされている。しかし、「武道」領域の系統学習や、政策決定に関わる「政策アクター」については、研究の対象とされていない。

本論では、以上のような問題意識のもとに「武道」領域における系統学習の導入について政策提言を行うことを目的とする。そのために、なぜ「武道」はこれまで他の領域と比較して、特別な扱いをされてきたのかについて歴史的な経緯から明らかにする。次に現職の教員への聞き取り調査を実施する。そして、それらの調査結果をもとに系統学習導入の学習モデルを提示

する。最後に、政策実現に必要な体育科教育に関わる「政策アクター」の分析を行う。なお、本論では「武道」の中でも多くの中学校で採用されている代表的な種目である柔道を主な研究対象として議論を進める。

Ⅱ. 我が国における「武道」の現状

1. 学習指導要領変遷における「武道」領域

戦後の武道教育は、年表1に示したようにGHQ（連合国軍総司令部）による「学校武道禁止」の期間、「格技」領域の期間、そして「武道」の期間の大きく3つに分類される。

戦前、「武道」は師範学校や中等学校の男子の正課科目として取り扱われていた。その後、戦争が激化するとともに、国民学校においても体錬科の中に体操と

年表1 戦後の武道教育の歴史の変遷（学習指導要領については中学校）

井上（1970）・斎藤（1994）を元に項目を追加して筆者作成

「学校武道禁止」の期間

昭和20年 「終戦に伴う体錬科教授要項（目）の取り扱いに関する件」
学校における武道が禁止となる。

昭和25年 「学校における柔道の実施について」（文初中500号）
中学校以上の学校体育教育の教材として柔道が示される。

昭和26年 「中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編」
中・高とも男子について柔道が選択教材として示される。

昭和27年 「学校におけるしなない競技の実施について」（文初中289号）
中学校以上の体育の教材として「しなない競技」が示される。

昭和28年 「学校における剣道の実施について」（文初中代385号）
高等学校以上の実施可能な学校においては剣道が教材として示される。

「格技」領域の期間

昭和33年10月告示 格技（男子のみ）【すもう・柔道・剣道】各学年いずれか1種目を指導する。

昭和44年4月告示 格技（男子）【すもう・柔道・剣道】各学年いずれか1種目を指導する。

昭和52年7月告示 格技（主として男子に履修させるものとし、1種目選んで指導する。）
【相撲・柔道・剣道】

「武道」領域の期間

平成元年3月告示 武道【相撲・柔道・剣道】1学年は武道及びダンスのうちから1つを選択、2・3学年は球技・武道・ダンスのうち2つを選択する。

平成10年12月告示 武道【相撲・柔道・剣道】1学年は武道及びダンスのうちから1つを選択、2・3学年は球技・武道・ダンスのうち2つを選択する。

平成20年9月告示 武道【相撲・柔道・剣道】1・2学年は男女とも全ての領域を履修させること。
3学年は球技及び武道から1つを選択して履修できるようにする。

ともに「武道」が1つの教科として設置されるようになった。その理由として井上（1970）は、「武道が重視された理由は、能力の鍛錬以上に、武道の修練を通して『伝統的な民族精神』を体得し、国威の宣揚に直接貢献できると考えたことにある」と述べている。つまり、「武道」は戦時下における精神的教育の手段とされた。そして終戦により、GHQ（連合国軍総司令部）は「武道」をマテリアル・スピリット（Material Spirit）を助長するものとして、学校教育で行うことを禁止するのである。

ここから、「学校武道禁止」の期間が始まる。文部省（当時）は昭和20年に「終戦に伴う体錬科教授要項（目）の取り扱いに関する件」を發して、正課授業はもちろんのこと放課後の運動部活動においても柔道や剣道などの「武道」を禁止した。

しかし、各武道関係団体は、武道復活のため日本体育協会に競技スポーツ団体として加盟するとともに、文部省（当時）に対して積極的に請願活動を行った。その結果、文部省はGHQ（連合国軍総司令部）に対して、柔道を学校体育の1つのスポーツ教材として設置することを目的に「柔道実施のお願い」という要請文書を提出するのである。このような活動により、昭和25年に柔道が、昭和27年に剣道が「しない競技」として学校教育に復活する運びとなる。

次は、学習指導要領に「格技」領域と呼称されていた期間である。この「格技」という語を用いた理由として齊藤（1989）は、「伝統的に使用されてきた『武道』という用語に代わって、武道の歴史的・社会的背景を払拭するため柔・剣道の内容を『新しいスポーツ』『格技形式のスポーツ』あるいは『格技系統の対人スポーツ』と規定し、『格技』という用語が適用された」と分析する。つまり、学習指導要領における精神的教育の概念を持つ「武道」とは異なる「民主的スポーツ」として、体育科教育の1領域に位置付けられたのである。

最後には、「武道」への名称変更及び必修化までの期間である。昭和40年頃から、各武道関係団体を中心に、「格技」から「武道」への名称変更の動きが起こってきた。とりわけ昭和39年に設立された日本武道館が、その中心的な役割を果たすことになる。日本武道館設立は、当初より「武道の振興」「武道の学校必修正科（原文ママ）」を目的としており、これ以降、武道関係団体を代表して国や文部省（当時）に請願活動を積極的に行うようになっていく。そして、中村（2007）が、「昭和61年の臨時教育審議会の第二次答申と、この答申を受けた教育課程審議会が『我が国の文化と伝統』に対する関心や理解を深めることを目的とした教育改革により、平成元年の学習指導要領の改定時に「武道」への名称変更がなされた」と指摘するような社会的要請もあり、平成元年に学習指導要領において「格技」から「武道」へと名称変更が行われたのである。さらには、男女共習や平成24年の中学校「武道」必修化が実施されるのである。

以上、戦後の学習指導要領をもとに「武道」の取り扱いについて概観した。「武道」はこのような複雑な背景により、体育科教育の中でも他の領域と比較して専門的な領域であり、「我が国の文化と伝統」を理解するため精神的教育を行う全く別物の領域という概念が体育関係者の間に存在することとなったのである。

2. 現行学習指導要領における「武道」領域

平成24年の武道必修化の目的として「全ての生徒に運動の基礎的・基本的な知識・技能を習得させること」が挙げられる。文部科学省（2008）は中学校第1・2学年の時期は「多くの領域の学習を経験する時期」として位置付けていることが必修化の根拠となっている。表1は、文部科学省（2008）をもとに現行の指導要領における体育科教育のカリキュラム構成をまとめたものである。

表1からは、文部科学省が学校段階の接続と発達段

表1 体育科（実技を伴う）各領域の指導内容

小学校（低学年）	小学校（高学年）	中学校	高等学校
体づくり運動	体づくり運動	体づくり運動	体づくり運動
器械・器具遊び	器械運動	器械運動	器械運動
走・跳の運動遊び	陸上運動	陸上運動	陸上運動
水遊び	水泳	水泳	水泳
表現リズム遊び	表現運動	ダンス	ダンス
ゲーム	ボール運動	球技	球技
		武道	武道

文部科学省（2008）をもとに筆者作成

階に応じた知識や技能の体系化を図ろうとしていることが見て取れる。

しかしながら、「武道」領域に関しては次の2つの問題が指摘できる。1つ目は、小学校からの系統学習がなされていないことである。他の領域は、小学校低学年での運動遊びを通じて各運動の基本学習がなされているが、「武道」に関してはそのような学習がなされていない。2つ目は、「武道」の学習期間が短いことである。義務教育段階だけで見ると、他の領域が9年間で学習する内容を中学校の3年間で習得しなければならない。このことによって、「武道」では小学校で基本学習ができていない状態で、中学校の学習に取り組まなければならない。そして、さらにその短い学習時間の中で多くの技能を習得しなければならないという課題が生起するのである。その結果、受け身などの基本動作ができていない状態で自由練習や試合が行われ、骨折や捻挫などの事故が起こっていると考えられる。

事実、静岡県教育委員会(2012)は、学習指導要領解説に例示されている投げ技「大外刈り」を頭部外傷の事故が予想されるとして取り扱わないこととし、試合については、「投げ技を用いた試合(ごく簡易な試合を含む)」は実施しないとの方針を打ち出した。

このような事例から、「武道」領域のカリキュラム構成には指導内容と時間数の間に大きな隔りがあるとともに、系統学習がなされていないという点については大きな瑕疵があるとも考えられる。

3. 武道関係諸団体「政策アクター」の活動

ここでは、このような「武道」の政策決定に影響を与えている武道関係諸団体の活動について検討する。岡田・松田(2009)によれば、「政策を形成する過程には、政党や官僚だけでなく、特定の政策テーマの法制化や予算化を目指す議員連盟や、一定の価値を推進するための利益集団などが影響を与えている」とし、それらは「政策アクター」と呼ばれる。それに依拠すれば、「武道」に関する主な「政策アクター」は、日本武道館、武道振興協議会、武道議員連盟の3つの組織が該当すると考えられる。年表2は、「武道」に関する「政策アクター」の主な活動と国・文部科学省の取り組みをまとめたものである。

前述のように、日本武道館の設立目的の1つは「武道の学校正科(原文ママ)必修」である。設立当時、「格技」として学校体育に取り入れられていた「武道」には、戦前の柔道・剣道の教員免許が失効となっていたために、指導者の不足、施設設備の不足などがあった。そのため、日本武道館を中心とした武道関係諸団体が、指導者の養成を含む武道振興の方策を国に対し

て請願するのである。その結果、昭和39年には「教職員免許法の一部を改正する法律」が制定され、高等学校教員の柔道と剣道の教員免許が取得できるようになる。また、昭和40年には日本体育大学に武道学科が、昭和42年には東京教育大学(当時)にも武道学科が設置され、「武道」の専門指導者が養成されることになったのである。昭和43年には、日本武道学会が設立され、「武道」に関する研究が蓄積されることとなったのである。

日本武道協議会は、昭和52年設立の日本体育協会加盟9武道団体²⁾と日本武道館により構成され、「武道振興について政府、関係機関への建議」を目的とした団体である。その後、この団体は昭和62年に「武道憲章」を制定し、「格技」から「武道」への名称変更や武道必修化に大きな役割を果たした。

武道議員連盟は、昭和53年に、学校における柔剣道を積極的に推進すること、その他広く武道振興のための調査、立案等を行うことを目的として結成された。そして、翌年の昭和54年には武道議員連盟の強い要請を受けた文部省が、「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」という推進策を作成するのである。これにより、中学校・高等学校の「武道」に関する①教育課程、②指導者、③施設・設備の3項目についての、昭和54年度から56年度までの計画目標が策定され、実施されるのである。

このような、「武道」に関係する「政策アクター」の取り組みについての分析は、以下の2点である。1つ目は、他の領域と比し「武道」に関しては、「政策アクター」のロビー活動が政策形成に大きな影響を与えている点である。そして、このことを斎藤(1994)が『『スポーツと武道』の議論にみられる戦前の『武道』に対する『回帰的現象』と指摘される所以』とするように、武道教育を国民のコンセンサスを得ることが難しい、非常にデリケートな存在にするのである。2つ目は、戦前に1教科として位置付けられていた「武道」には、柔道・剣道の免許状制度や外部指導者の活用などからも分かるように、他の領域と比して専門性が高い別物という慣習的な考えが存在する点である。

「武道」は、このような複雑な背景を持つため、他の領域とは異なるカリキュラムの構成がなされていると考えられる。

²⁾ 9武道団体は「全日本柔道連盟、日本相撲連盟、少林寺拳法連盟、全日本剣道連盟、全日本空手道連盟、全日本なぎなた連盟、全日本弓道連盟、合気会、全日本銃剣道連盟」である。

年表2 武道に関する「政策アクター」の主な活動と国・文部科学省の取り組み

井上（1970）・斎藤（1994）を元に項目を追加して筆者作成

武道関係団体の主な取り組み	国・文部科学省（文部省）の取り組み
<p>昭和39年 日本武道館設立 初代会長正力松太郎氏「武道の学校正科必修」を創建の目的の一つとする。</p> <p>昭和40年 日本体育大学「武道学科」設置。</p> <p>昭和41年 日本武道館正力会長、国会へ「武道の正科必修を小学4年生以上及び中・高校に週1時間以上必修させること」をねらいとした請願書を提出する。</p> <p>昭和42年 東京教育大学「武道学科」設置。</p> <p>昭和43年 「日本武道学会」発足。</p> <p>昭和52年 「日本武道協議会」発会。</p> <p>昭和53年 「武道議員連盟」結成 (①学校における柔剣道を積極的に奨励する。②その他広く武道振興のための調査、立案等を行う。)</p> <p>昭和56年 松前重義日本武道館・日本武道協議会会長が「武道を中学校・高等学校の必修正課として位置づけること」等を田中龍夫文部大臣に要請する。</p> <p>昭和61年 日本武道館役員が「格技」を「武道」へ名称変更、武道の実施時間数増加など学校教育での武道推進を塩川正十郎文部大臣へ陳情する。</p> <p>昭和62年 日本武道協議会「武道憲章」制定。</p> <p>平成19年 塩川正十郎日本武道館会長、安倍晋三内閣総理大臣へ「武道を中学校・高等学校の必修正課として位置づけること」を求める請願書を手渡す。</p> <p>平成21年 日本武道協議会「中学校武道必修化各道共通指導内容」を文部科学省に提出する。</p> <p>平成23年 日本武道館、文部科学省へ「武道及び書写・書道教育に関する要望書」を提出、中学校武道必修化の成功を要望する。</p>	<p>昭和20年 「終戦に伴う体錬科教授要項（目）の取り扱いに関する件」（学校武道禁止）</p> <p>昭和21年 体錬科武道（柔道・剣道）教員免許失効</p> <p>昭和39年 「教育職員免許法の一部を改正する法律」（高校教員資格試験による柔道・剣道教員免許取得）</p> <p>昭和39年 「公立中学校・高等学校の格技場坪数調査」</p> <p>昭和41年 「柔・剣道場設置応急3年計画」</p> <p>昭和54年 「柔剣道教育推進のための施策の拡充について」（①保健体育の授業で柔・剣道を重視するよう指導を強める。②年次計画などで柔・剣道場の整備をはかる。③民間人を活用しながら指導者を充実する。)</p> <p>平成元年 <u>中学校・高等学校学習指導要領改訂「格技」から「武道」へ名称変更</u></p> <p>平成18年 教育基本法改正</p> <p>平成18年 小学校における武道指導実践事業（平成22年度まで）</p> <p>平成21年 公立中学校武道場整備費補助事業 新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備事業（武道防具整備など）</p> <p>平成24年 <u>全国の中学校で武道が必修正課として実施される。</u></p>

Ⅲ. 調査

ここでは、「武道」領域の系統学習について提言するため、以下の2つの調査を実施した。1つ目は、小学校・中学校・高等学校現職教員への聞き取り調査である。調査方法は、平成28年7月10日に開催された日本体育科教育学会第21回大会（於：立命館大学）におけるラウンドテーブル、「小学校で学ぶべき武道の学習内容—武道に共通する基礎的な動きとは何か—」に参加した現職教員を対象に、まず最初に、現

行の小学校から高校までの体育のカリキュラム構成について説明を行った。次に、Q1「武道」領域のカリキュラム構成について、Q2小学校における「武道」学習の内容について、Q3「武道」に共通する基礎的な動き、の3つの項目について、意見を聴取した。

2つ目は、小学校で実施されている「武道」領域の指導案などの資料調査である。ここでは、表3に示した教育委員会や小学校教諭、大学の研究者による実践報告などの指導資料をもとに、共通項目や特徴的な記述についての分析を行った。

表2 日本体育科教育学会第21回大会ラウンドテーブルの調査概要

(平成28年7月9日 於：立命館大学衣笠キャンパス以外館)

参加者	都道府県	校種
A 教諭	京都府	高等学校
B 教諭	京都府	中学校
C 教諭	兵庫県	小学校
D 教諭	兵庫県	中学校
E 教諭	滋賀県	小学校
F 教諭	滋賀県	中学校
G 教諭	和歌山県	小学校

(その他、大学の研究者4名、大学院生4名の参加があった) 筆者作成

表3 小学校における武道指導の実践事例

実施年度：事例の名称	研究機関名・実施者
平成20年：「児童一人一人が楽しく学ぶことのできる柔道の授業づくり －小学校における柔道導入の方法を中心として－」	岡田小学校 常総市教育委員会
平成22年：「児童一人一人が楽しみながら取り組む柔道指導の在り方 －基礎・基本を重視した指導を通して－」	銚田市立諏訪小学校 銚田市教育委員会
平成22年：「小学校体育における「古武術あそび」を用いた 「体ほぐしの運動」の試み」	兵庫教育大学大学院 福本 真砂理
平成28年：「小学校体育授業における武道の動きを取り入れた教材開発」	大阪教育大学附属池田小学校 金森昭憲他

筆者作成

IV. 調査結果及び考察

聞き取り調査では、共通の回答として「小学校から中学校への系統的な武道学習が必要ではないか」や「安全教育の観点から、小学校で『武道』の動きを学習する必要がある」があった。また、武道学習については体育科の「体づくり運動」領域や「総合的な学習の時間」で指導されている事例が紹介された。さらに、中学校教員からは「近年、生徒の足首や膝関節、腰の柔軟性が不足しているので、小学校で蹲踞や四股などの基本動作を学習する必要がある」や小学校教員からは「学校生活や体育授業での転倒事故防止のために柔道の受け身の指導をしている」などの個別の回答もあった。聞き取り調査からは、3つの質問項目に対する現職教員の意見として、「小学校から中学校への系統的な『武道』の指導が必要である」ということが明らかとなった。また、小学校における武道学習の内容については、「転び方や受け身」「蹲踞や四股、体さばきやすり足」などの基本動作が重要であるということが分かった。しかし、「武道」領域の柔道・剣道・相撲に

共通する動きについては、今回の聞き取り調査からは明確な意見を得ることができなかった。

指導資料の調査では、各資料に次のような共通項目が見られた。まず、小学校における武道学習では「遊び」の要素を取り入れていることである。具体的には「相撲遊び」や「じゅうどうあそび(ママ)」「古武道遊び」といった指導で、楽しさを味わうことを重視している。次には、武道の対人競技の特性を活かした指導がなされていることが挙げられる。相手と押し合うことや引き合うこと、相手に力を伝えたり、力をかわしたりする「かけひき」をもとにした攻防を楽しむことが目的とされている。

調査全体を通じて、小学校では「武道」の領域が設定されていないため、「武道」の動きを取り入れた教材を「体づくり運動」の領域で授業を実施していることが分かった。また、「武道」特有の礼法については、過度な精神的教育に偏らず、相手を尊重する態度についての指導に留まっていることが確認できた。

以上から、これまで中学校と高等学校で体育の領域として設定されていた「武道」について、系統学習の

視点から小学校体育の1領域として設定することを政策提言する。具体的には、小学校段階で武道に関する遊びと、基本となる動きを学習するのである。これについては、次項で検討する。

V. 系統学習の視点からの政策提言

1. 体育科教育モデルによる「武道」学習の必要性について

ここでは、これまで中学校と高等学校で体育の領域として設定されていた「武道」を、系統学習の視点から、小学校体育の1領域として設定するための政策を提言する。その前に、我が国の教育課程の決定方法について説明する。本村（2016）によれば、文部科学大臣は、国内外の社会状況の変化などをもとに教育課程の見直しを中央教育審議会（以下、中教審）に要請及び諮問する。中教審は初等中等教育分科会内に教育課程部会を設け、各校種ごとの議論を重ねる。次期学習指導要領の体育については、「体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ」において検討が重ねられている。その後、教育課程部会で再度審議され、中教審総会で審議され、まとまったものを文部科学大臣に提出する。これら一連の審議には、学校現場の教員、教育行政担当者、有識者、職員団体の代表、民間企業、地域や保護者の代表で構成され、各界の意見が集約される。このような審議過程により、体育の領域設定に関しても、幅広い見地から検討され、特定の考えや理論のみによって決められるわけではない。

しかし、北川（2003）は、これまでの我が国の運

動領域構成には、運動から期待される効果に着目した「効果的特性」、楽しむことや競争するなどの運動の機能に着目した「構造的特性」、そして、人々が運動やスポーツにどのような欲求や必要性を持っているかを重視した「機能的特性」の3つの理論の影響があると分析する。本論で提言する小学校体育の「武道」領域においては、このような特性を前提としながらも、試験的に新しい概念を取り入れることとする。

そこで、小学校体育「武道」の特長を最も効果的に学習できるモデルとして、森（2003）や和田・近藤（2015）が、「我が国の体育授業に示唆を与えるもの」として高く評価している、米国のSiedentop（2000）の示す4つのモデルに依拠し検討を試みる。

1つ目は「スポーツ教育」モデルである。このモデルは「生涯スポーツを志向し、その本来の意味でスポーツに固有の内在的価値を追求しようとするもの」あり、長期間に単元を設定し、技術や戦術、ルール・規範などを学習することによって、教養あるスポーツ人を育成することを目的としている。「武道」の学習を小学校から高等学校までという長期間に単元を設定し、「武道」の礼法や所作などを学ぶことは歴史や文化の理解に繋がる。柔道を例にすれば、創始者である嘉納治五郎の考え方やオリンピックとの関係性などを学ぶことで、国際理解や異文化理解という点においても効果的である。

2つ目は「運動教育」モデルである。このモデルは、米国の小学校で活発に実践されているモデルである。具体的には、A 移動する技能（歩、走、ホップ、スキップ、ギャロップなど）、B 移動を伴わない技能（ターン、

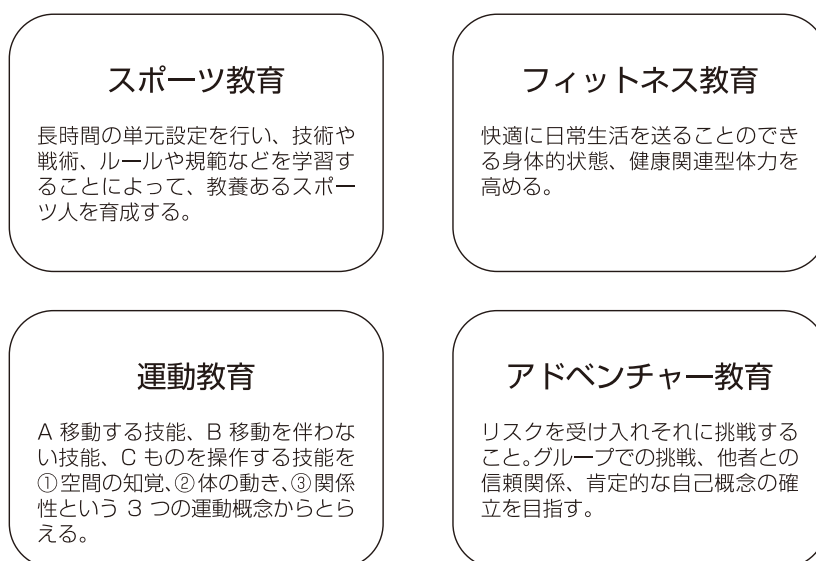


図1 シーデントップの体育科教育モデル

Siedentop（2000）をもとに筆者作成

捻る、バランス、体重移動、ストレッチなど)、Cものを操作する技能(投げる、捕る、蹴る、打つなど)を、①空間の知覚、②体の動き、③関係性という3つの概念から捉え、これらの技能の定着を図る学習プログラムである。「武道」に当てはめると、Aは「すり足や歩み足」、Bは「体さばきや受け身」、Cは「技の攻防など」の技能となる。その上、他の領域では経験することの無い、素足での運動や道着を着用しての動作など、「武道」の特性を効果的に学習することができると考えられる。

3つ目は、「フィットネス教育」モデルである。このモデルは「快適に日常生活を送ることのできる身体的状態」、つまり「健康関連型体力」の向上を目的とする。近年、生活様式の西洋化が進み、児童・生徒の体力や柔軟性の低下が危惧されている。「武道」では、伝統的な所作である礼法や正座、蹲踞や四股などの運動を学習することができることから、日常生活に役立つような運動能力が身に付くと考えられる。

4つ目は、「アドベンチャー教育」モデルである。これは「リスクを受け入れそれに挑戦することにより、他者との信頼関係を築きながら、肯定的な自己概念を目指す」ものである。米国では野外活動や自然体験を対象としているが、「武道」にも同様の要素がある。確かに、前述したように「武道」には怪我や事故のリスクがあるが、そのリスクマネジメントに配慮した上での危険性の受け入れと挑戦は、他者との信頼関係を築くことになる。アドベンチャー教育モデルの事例として金森(2016)は、①いざという時にでも足を止めずに軽快に動く、②いざという時の瞬時の「よ

ける」「かわす」動きの習得、③相手から目を離さず、相手の動きを読み取る、④大きな声を出すことによる対人コミュニケーションなど、危機回避のための身体的技能の習得を目的とした小学校での武道学習を提案している。

以上、小学校での武道学習は、4つのモデルのすべてに一定の有効性を示していることが明らかとなった。しかし、「武道」を取り巻く複雑な歴史的背景と政策アクターの影響を考えれば、早急な政策実現は難しいと考えられる。次項では政策実現までの段階的な流れについて検討する。

2. 小学校での「武道」学習導入に向けての政策提言

本節では、今までの議論と前節の体育科教育モデルによる分析に基づき、小学校での「武道」学習導入に向けた段階的な政策提言を行う。ここでは、体育科教育をめぐる政策アクターについて、加藤(2014)の「スポーツ政策のアクター」に依って表4のように整理した。その上で、橋本(2005)の「政策過程の段階論」に基づいた提言を示す。この段階には、①イシューの認識、集約、②課題(アジェンダ設定)、③政策生成・形成、④政策採択・決定(予算化・法案化)、⑤政策執行、⑥政策評価、⑦終結の7段階であるが、本研究では政策の提言段階である①から③まで段階について提案することとする。

まずは、「短期的な取り組み」として小中学校教員と大学の研究者の共同研究が必要であろう。ここでは、これまで研究の対象として軽視されてきた小学校で学ぶべき「武道」領域の学習内容についての検討である。

表4 体育科教育をめぐる政策アクター

政策アクター	主な機能・役割・目的	具体例
政党	○国民・各種団体の持つ意見や利益を、集約し、政策過程に反映させる。 ○国民の政治参加、政策論争、利益にならないことも受け入れる、政治教育を行う。	政務調査会(自民党) スポーツ立国調査会
議員連盟	○特定の政策テーマの法制化や予算措置を目指す。	スポーツ議員連盟 武道議員連盟
官僚	○専門的知識や情報により、政策を立案に関わる。 ○従来の政策の維持に努める。 ○予算案の作成。	文部科学省 スポーツ庁
利益集団	○自らの持つ利益を社会全体に広く訴えかける。 ○政党の幹部や議員、官僚に働きかける。 ○政党が設置する調査会や、行政機関に置かれる審議会に委員を派遣し、意見を述べる。	日本武道館 武道振興協議会 日本武道学会 現職教員
マスメディア	○国民へ情報提供をする。 ○世論への影響を与える。	新聞・テレビ 雑誌など

表5 スポーツ庁「武道の振興について」

28年度予算額 53.9億円

1. 武道指導の充実		2. 武道団体への支援	
(1)武道場の整備 武道場の整備促進を図る (平成28年度予算額47.6億円)	(2)指導内容の充実 指導者における指導力の向上を図る (平成28年度予算額5.7億円)	(3)武道関係教材等の充実 中学校における武道防具等の整備を図る 地方交付税措置	(1)(公財)日本武道館への補助 日本武道館が実施する各種事業に対する支援を図る (平成28年度予算額0.6億円)

日本武道館(2016) p12 一部抜粋

この取り組みについては、既に筆者らを含む京都・滋賀の小中学校の教員と大学の研究者らが、体育科教育や武道教育、スポーツ政策の各専門分野において共同研究を進めている。そして、その成果は日本体育科教育学会や日本武道学会、日本体育・スポーツ政策学会において報告され、具体的な指導プログラムの開発が進められているのである。ここでは、「利益集団」の現職教員が研究者と共同で学会などを通じて研究成果を発表することにより、体育や武道関係者の間に武道領域の学習内容がイシューとして認識されるようになる。

次に「中期的な取り組み」として、小学校教員による授業実践研究の取り組みが必要であろう。ここでは、上記で開発された指導プログラムをもとに小学校の体育授業、中でも「体づくり運動」領域での実践と効果の検証を行う。表5はスポーツ庁の「武道の振興について」の平成28年度予算額であるが、その多くは武道場の整備に充当されているが、「指導内容の充実」の項目における武道等の指導充実に関する事業での委託研究などを活用して研究を進めることが必要となる。ここでは、「武道」に関する事業や委託研究への取り組みなどを通じて、認識されたイシューが文部科学省やスポーツ庁の「官僚」や「武道議員連盟」などの影響によって政策課題(アジェンダ)として設定されるのである。

最後に「長期的な取り組み」として、小学校体育の1領域として「武道」を位置づけるための研究を蓄積することである。ここでは、既に小学校で設定されている「体づくり運動」「器械運動」「陸上運動」「水泳」「表現運動」「ボール運動」と同様に、「武道」の学習内容や評価の観点などの検討と試行を行う。これらの研究成果により、具体的な「政策生成・形成」としての小学校の「武道」領域が形作られる。当然のように「マスコミ」などによって、その内容が報道されるであろう。そして最終的には、次期学習指導要領改訂に向けて体育・スポーツ、そして「武道」に関する学会などで研究成果が報告され、政策として決定されること

が期待される。

しかし、本論で提案する小学校体育での武道学習は、武道関係諸団体が請願しているような精神教育を目的とした「武道の教科化」とは異なり、体育科教育の1領域の「武道」の系統学習を目的としていることを強調したい。

以上、小学校体育での武道学習に向けての段階的な政策提言を行ったが、橋本(2005)は「イシューのすべてがアジェンダとして解決されるべき政策課題に設定されるわけではない」とする。だが、これらの研究や実践が蓄積され、将来的に政策として実施されることになれば、「武道」領域の系統的指導の充実を図ることができるだけでなく、「武道」に関する基礎的な動作が小学校で身に付くことにより、中学校や高等学校での事故防止に繋がることも期待できるのである。

VI. まとめ

本研究では、我が国の体育科教育の中で、中学校と高等学校で学習されていた「武道」領域について、系統学習の視点から小学校での実施について政策提言を行った。「武道」の歴史的背景や現職教員への聞き取り調査、さらに小学校で実施されている「武道」の授業実践などについての資料調査から、小学校での「武道」学習の必要性が明らかとなった。

そして、これらの考察結果をもとにSiedentop(2000)の体育科教育モデルに依拠した「武道」学習について、段階的な政策提言を行った。これは、今まで実践報告のみに留まっていた小学校「武道」学習について、系統学習の視点から政策提言を行ったという点で新規性を有していると評価できる。今後の課題としては、提言した政策実現のために、本研究の成果を基盤として体育科教育と「武道」に関する双方の研究を充実させる必要がある。特に本研究では言及することができなかった柔道・剣道・相撲に共通する「運動」や「かけひき」に関する学習内容はもちろんのこと、指導方法や評価方法についての実践研究を深めていくことが

必要であろう。現在、新しい学習指導要領の改訂作業が進んでいる。この審議内容については、本研究と密接な関係があることから、審議会やワーキンググループの資料や議事録などを詳細に調査し、政策決定に関わる「政策アクター」や、「政策ネットワーク」の分析を行う必要がある。そして、その動向に注目しながらも今回の政策提言の実現に向けて研究を続けていきたい。

参考文献

- 藤澤健幸, 「中学校における柔道の負傷事故に関する研究—負傷事故の傾向と特徴からの安全対策—」, 『スポーツ科学研究』, 12], 2015
- 福本真砂理, 「小学校体育における「古武術あそび」を用いた「体ほぐしの運動」の試み」, 兵庫教育大学, 2010
- 橋本鉦市, 「高等教育の政策過程分析—その理論的前提と方法論的枠組—」, 『東北大学大学院教育学研究科研究年報第53集・第2号』, p53, 2005
- 早坂淳, 「我が国の戦後教育史における学習指導過程の特徴」, 『長野大学紀要第34巻第1号』, p29, 2012
- 鉦田市教育委員会, 鉦田市立諏訪小学校, 「児童一人一人が楽しみながら取り組む柔道指導の在り方—基礎・基本を重視した指導を通して—」, 2010
- 井上一男, 『学校体育制度史増補版』, 大修館, p129, 1970
- 石坂友司, 「中学校保健体育における武道必修化の影響と授業展開に関する一考察」, 『関東学園大学紀要 Liberal Arts 第21集』, 2013
- 常総市教育委員会, 岡田小学校, 「児童一人一人が楽しく学ぶことのできる柔道の授業づくり—小学校における柔道導入の方法を中心として」, 2008
- 金森明憲, 太田順康, 石川美久, 「小学校体育授業における武道の動きを取り入れた教材開発」, 日本武道学会第40回大会発表資料, 2016
- 加藤大仁, 「スポーツ政策のアクター」, 菊幸一, 齋藤健司, 真山達志, 横山勝彦, 『スポーツ政策論』成文堂, pp107-116, 2014
- 北川隆, 「体育科の運動領域」, 『体育科教育学入門』, pp48-56, 大修館書店, 2003
- 中村民雄, 『今なぜ、武道か—文化と伝統を問う—』, pp46-47, 2007
- 日本武道館, 「月刊「武道」」, p12, 2016
- 日本体育科教育学会, 「第21回大会抄録集」, 2016
- 文部科学省, 『中学校学習指導要領』, 2008
- 文部科学省, 「平成27年度中央教育審議会初等中等教育部会（平成27年12月17日）配布資料」, 2015
- 本村清人, 『「知・徳・対」を育む学校体育・スポーツの力』, 大修館書店, pp28-48, 2016
- 森知高, 「体育科とはどのような教科なのか」, 『体育科教育学入門』, pp17-19, 大修館書店, 2003
- 岡田浩, 松田憲忠編著, 『現代日本の政治—政治過程の理論と実際』, pp6-11, ミネルヴァ書房, 2009
- 蘆健, 長見真, 「日本の学校体育における武道教育に関する研究」, 『仙台大学大学院スポーツ科学研究科修士論文集 Vol.15』, 2014
- 斉藤浩二, 「「スポーツと武道」—格技から武道への名称変更に関わるその背景について」, 『仙台大学紀要第21集』, 1989
- 斉藤浩二, 「学校体育における武道の「推進策」について」, 『仙台大学紀要第25集』, 1994
- 佐藤宏拓, 「國士館専門学校における武道教員養成の研究」, 『武道学研究 39- (2)』, 2006
- Siedentop, D. and Tannehill, D. 「Developing Teaching Skills in Physical Education.」 Mayfield.4th.ed.2000
- 静岡県教育委員会学校体育課, 「柔道授業の安全な指導のための留意点」2012
- 高橋健夫, 岡出美則, 友添秀則, 岩田靖, 『体育科教育学入門』, 大修館書店, 2003
- 内田良, 『柔道事故』, 河出書房新社, 2013
- 和田博史, 近藤智靖, 「シーデントップの体育思想にけるスポーツ教育モデルに関する研究—その研究成果と我が国の体育授業改善—」, 体育・スポーツ哲学研究 37-2, p100, 2015
- 山本浩二, 中井聖, 「これからの体育科教育に求められる柔道についての一考察」, 『近畿医療福祉大学紀要』, Vol.13 (2) 9-16, 2012